

ただいまから、県政一般事務にかかわる諸課題について質問をいたします。

質問に先立ち、浜田知事に一言申し述べたいと思います。

知事に就任したとはいえ、県財政が大変厳しい中、県政運営の舵とりはきわめて難しく、ご苦労が多いと存じます。

そういう時だからこそ、知事の政治姿勢が重要なのではないかと思います。

浜田知事は、就任以来、県のトップとして精力的に活動される姿を見ると、献身的に努力されていると感じます。

私は、どこかの首長のようなパフォーマンス政治ではなく、トップセールスも地に足の着いたものであってほしいと思っています。

そこで、基本的な県政運営の姿勢について、次の5点について浜田知事に求めます。

一つ目は、トップセールスに負けないくらい地方分権の推進に、知事の発信力を高めていただきたい。

二つ目は、身の丈に合った県財政運営を心がけていただきたい。

三つ目は、知事が市町の首長と力を合わせていく姿勢を持っていただきたい。

四つ目は、弱いものの気持ちがわかる県政であってほしい。

五つ目は、自由闊達に議論のできる風通しの良い県庁を目指してほしい。

以上、要望して質問に入ります。

質問の第1点目は、**現在の地方行財政に対する知事の認識について**であります。

まず最初に、**これまでの地方における行政改革に対する取り組みについて**であります。

総務省は、先月9日、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」いわゆる「集中改革プラン」による各地方公共団体の地方行革の取り組み状況を発表しました。

「集中改革プラン」は、そもそも片山総務相が、鳥取県知事時代に、国主導による地方行革に反発してプラン作成を拒否した経緯があったもので、今回の発表には、何か因縁じみたものを感じてしまいます。

それはさておき、発表内容を見てみますと、今年4月1日時点の地方公務員数(速報値)は、5年前の2005年より22万8000人減少し、5年間の減少率は7.5%となり、プランの目標とする6.4%を上回る結果となっております。

これを、都道府県で見ますと、目標の4.5%減に対し、5.3%減の実績、また、法令で職員配置を定める教育、警察部門を除いた一般行政部門は、目標の12.2%減に対し、14.8%減の実績となっております。

国が、音頭を取って実施してきた画一的な地方行革であります。いかに、地方は、この5年間で、目標を上回る厳しい定員削減を行ってきたかが、よく分かります。

一方で、この地方自治体の定員削減の過剰反応が、地方財政計画上の給与関係経費の削減につながり、地方交付税の削減へとつながっていくものであり、自分で自分の首を絞める皮肉な結果となっております。

さて、この間、本県でも「香川県行財政改革推進プラン」に基づき、徹底した職員数の削減を行い、知事部局で15.4%の減、教育委員会で6.2%減、県警本部で0.1%増となり、全体で1,074人、率にして7.4%の削減しています。

特に、知事部局は、5年間で505人、1年あたり約100人の大幅な職員数削減が行

われ、全国で最も少ない2800人体制という組織となりました。

そこで、私は、全国上回るペースで進んでいる香川県の一般行政部門の定数削減は、絞るところまで絞っており、限界にきている認識しております。これ以上のスリム化は地方自治体としての組織の体をなさなくなると考えますが、今後の定数管理について、知事のご所見をお伺いします。

次に、地方財政構造についてであります。

同じく、先月9日に総務省が公表した資料によると、歳出総額は、平成10年度と平成20年度を比較しますと10兆5,060億円の減少で、率にして10.5%の減少、そのうち人件費は、3兆5,000億円減少し、率にすると13.8%の減少となり、人件費は歳出総額を上回る削減率となっています。

一方で、公債費は、2兆2,698億円の増、20.9%の増加になっています。

この10年間、地方自治体は、人員削減、賃金カットなどに取り組み、歳出を抑制し地方財政を立て直そうと懸命に努力してきましたが、現状は、借金の返済額は増え続け、地方の財政構造は、以前にも増して一層硬直化していることが伺えます。

さて、この地方財政の悪化の原因については、三位一体改革の5.1兆円の地方交付税の大幅な削減をはじめとする様々な要因があると思いますが、私がこれまで本会議の中で、再三再四指摘してまいりました、平成13年度からの臨時財政対策債という赤字地方債制度を導入してきたことにあると考えますが、現在の地方財政構造について、どのように認識しておられるのか、知事にお伺いします。

次に、県は、これまで臨時財政対策債は、100%後年度交付税措置をされることから、建設事業向けの通常債と比べて有利な借金と位置づけていますが、本当に臨時財政対策債の償還分が、交付税の中できちんと保障されてきているのでしょうか。

ここに、それを検証したデータがあります。

臨時財政対策債の償還が始まったのは平成14年度で、その時の基準財政需要額への臨時財政対策債の元利償還金の措置額は1億円で、今年度の基準財政需要額への措置額は、107億円で、実にこの9年間で100倍以上と、徐々に基準財政需要額に占める割合が高まっています。

さて、この基準財政需要額に措置された額を、県税収入と地方交付税額を合わせた真水の一般財源から引いた額の推移を見ても、平成14年度に2479億円であったのに対し、今年度は、1888億円と、591億円もの真水の一般財源総額が減少しているわけです。

国が、107億円の臨時財政対策債の元利償還金を措置していると言っても、現実には、真水の一般財源総額が591億円、地方交付税では455億円削減しているわけですから、この間に、地方の財源不足額が、大幅に改善しているとはいえ、100%措置される臨時財政対策債の元利償還金107億円が、到底加味され地方に交付されているとはいえません。

また、三位一体改革の影響分による削減額約299億円を考慮しても、一般財源総額は292億円削減されており、臨時財政対策債の元利償還金107億円を加味しているとはいえません。

つまり、臨時財政対策債の元利償還金は増え続ける一方で、地方交付税は大幅に削減されたままであり、国は、臨時財政対策債の元利償還金を後年度負担するといっていますが、実質的には、何も措置されていない状況であり、きちんと、元利償還金を地方交付税に参入するような仕組みにしていかなければなりません。

臨時財政対策債は、この10年間で、香川県は、2777億円発行され、その残高は、平成22年度当初予算で2494億円にもなり、県債残高8246億円の30%を占めるようになっていきます。

先に公表された財政運営計画（素案）を見てみますと、今後も、毎年530億円ずつ発行する計画になっていきますが、臨時財政対策債の地方交付税措置額が別枠で確保されていない状況の中では、財政再建は到底おぼつかず、それどころか、地方財政は破綻します。

本来、地方の財源不足は、地方交付税でまかなうのが筋であり、臨時財政対策債は、当面の臨時的な措置であったはずであります。制度は延長され続けています。

先月にNHKで放送された番組中で、昭和40年に初めて発行した「赤字国債」について、「麻薬を飲んだ。癖にならないようにしよう。一度限りに」とする旧大蔵官僚の証言が紹介されていました。その他にも、「こんなことを繰り返していたら、慢性病患者だ」、「不況時に、財政投融资を繰り返したが、成熟した社会に財政を刺激しても、高度成長期のように税収が伸びることはなかった」といった証言など、赤字国債が、今日の財政構造を悪化させたとする証言が紹介されていました。

今日の862兆円までに膨れ上がった国の借金、「その場しのぎに借金をして、将来に問題を先送りする」「誰も責任を取らない」この構図が、まさに、現在の地方の財政構造の中の臨時財政対策債（赤字地方債）という制度と置き換えることができるのではないのでしょうか。

そこで、先の代表質問において、知事は法定率の引き上げ、拡充を図り、臨時財政対策債は廃止されるべきと答弁され、元利償還について、真水で措置されるべきで、別枠で積み上げる必要があると答弁されています。

私も、国が言う100%後年度に交付税措置されるというのであれば、別枠で確保されるべきと考えます。単に交付税算定の計算に加味されているというのでは、国にごまかされているのではないかと考えますが、現在の実態を知事はどう捉えておられるのか、お伺いします。

次に、細かいことですが、別枠の議論を展開するのであれば、各種財政資料に地方交付税のうち臨時財政対策債の元利償還分相当の額を別枠の欄を設けて記載すべきと考えます。県債の発行額や残額については、臨時財政対策債分を別枠で掲載していることを考えると歳入の項目でも別枠を設けるべきと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

また、今回の財政運営計画（素案）の基本的な考え方や予算編成方針には「地方交付税等の増額により、一般財源総額は増加すると見込まれるが」と表現されていますが、「等」をつける意味がどこにあるのでしょうか。

一般財源総額が臨時財政対策債という借金で確保されても何もうれしくないのです。先食いをし、将来にツケを残すだけに過ぎません。こういう表現をすること自体、国のごまかしにのっていることになると考えます。

今後、この表現は止め、真水の地方交付税の額、県税収入と合わせた真水の一般財源総

額の推移を述べることにより、地方財政構造の欠陥を県民に理解してもらうことが必要ではないかと考えますが、併せて知事にお伺いします。

さらに、先ほど申しましたが、この制度が当初3年間の臨時措置として導入された措置であったにもかかわらず、すでに10年間も続いています。

上田埼玉県知事は、「今後、国から『地方交付税を払えないから全額（臨財債で）借りておいてくれ』と言われたら怖い。国の借金総額を少なく見せて、県が肩代わりに使われるのではたまらないというのが、われわれの正直な気持ちだ」と記者会見で述べています。

また、加戸前愛媛県知事も、「将来、交付税で元利償還しますよといっても、どんどん減っていく交付税から借金を返すというのは、どう考えても不可能なことをやっているのではないかとというのが正直な思い」とし、臨時財政対策債の制度に対して疑念を抱いていることを、記者会見で述べています。

私は、この臨時財政対策債について、全国知事会が「国との戦い」を繰り広げていく上で、国に、地方の実情を訴えていくのはもちろんであります。これまでの臨時財政対策債制度を検証・分析して、国直轄事業負担金制度の改革の時のように国民世論を喚起し、我々の訴えに多くの賛同を得ていく、こうした取り組みを戦略的に展開しなければ、この制度の抜本改革はなされないと考えます。

浜田知事は、他県を巻き込んだ全国的な運動にするために、どのように取り組まれようとしているのか、お伺いします。

質問の第2点目は、先月24日に発表された財政運営計画（素案）についてであります。

まず、県は、この6年間に2回の財政再建方策を実施したにもかかわらず、財政再建が果せなかった総括が記載されておりません。新たな計画を作るときは、それまでの総括を踏まえた上で策定されるものではないでしょうか。知事にお伺いします。

次に、給料カットを継続されることについてお伺いします。

確かに、現在の地方財政構造は極めて厳しい状況であることは言うまでもありませんが、給料カットを、その場しのぎの財源不足に使うというのでは、職員の士気は上がらないと考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

また、6年間給料カットを続けてきましたけども、財政再建という難題の抜本的な解決につながるものではありませんでした。浜田知事の誕生をきっかけに、やはり1度リセットし、これまでの取り組みの分析、検証を行い、本格的な財政再建に向けての議論をするのが筋ではないかと考えますが、併せて知事のご所見をお伺いします。

さらに、これまで人件費を削減する場合は、投資的経費も削減してきたはずですが、人件費の問題と投資的経費問題はセットと考えますが、知事のご所見をお伺いします。

次に、県債残高についてであります。

計画では、具体的目標として「計画期間中毎年度、一般会計のうち臨時財政対策債を除く県債残高を減少させる」こととしております。

現在、本県の県債残高に占める臨時財政対策債の残高の割合が増加しており、今後も、この傾向が続くものと思われま。

そのため、今後は、臨時財政対策債も含めた、県債残高の管理が大事ではないかと考えます。通常債と臨時財政対策債と合わせた県債管理をしなければ、将来世代に大きな負担

を残すことになりはしないかと不安を感じずにはられません。

なぜ、目標の県債残高について、臨時財政対策債を除くという表現をして、特別扱いしていくのか疑問を感じます。

臨時財政対策債が、いくら交付税措置をされるからと言っても、地方債の扱いであることには変わりはなく、地方債の残高が累増する原因にもなっています。また、臨時財政対策債は、あくまで「発行が可能」なものであって「発行しなければならない」わけではなく、各自治体の責任と判断で発行されるものであります。

そこで、計画が終了するH27年度末で臨時財政対策債を含めての県債残高はいくらになるのか、また、平成27年度の香川県の将来推計人口に基づく県民1人あたりの県債残高はいくらになるか、まずは、お示しの上、23年度以降の県債発行や管理について、知事にお伺いします。

質問の第3点目は、鳥獣害対策について伺います。

最近、新聞やテレビで、イノシシをはじめ、サル、アライグマ、カワウ等による農産物や漁業等による被害を、よく目にするようになりましたが、私は、このことは、最早、一種の社会問題ではないかと思っております。

丹精込めて作った農作物が収穫直前の一夜にして被害に会う農業者や、養殖魚を目の前で横取りされる漁業者の気持ちには、いたたまれないものがあります。

特に、イノシシについては、今年は酷暑の影響もあり、山に餌となる木の実が少なく、餌を求めて里に来ている様であり、住宅街や市街地にまで、イノシシが現れ、被害や目撃情報が相次ぎ、東かがわ市、丸亀市、三豊市などでは、住民がイノシシに襲われ、けがをしたり、住宅のガラスを割るなど被害を被っています。

イノシシの捕獲頭数は、平成以降、増加の一途をたどり、平成11年度に780頭だったのが、昨年度は4066頭となっています。

鳥獣被害防止策には、「入れない」「増やさない」「出さない」の3原則があるとされています。農作物に対しては、電気柵、ネット柵などを活用した侵入防止策の「入れない」対策を講じていますが、「出さない」対策である、里山の整備が十分でなく、深山との区別がつきにくくなっている状況や、耕作放棄地の拡大により、人間とイノシシとの棲み分けが、難しい状況となっております。

そういう現状の中で、有効な対策は、「増やさない」対策であると考えます。

有害捕獲として、地元猟友会員による、くくり罠、箱なわ、銃がありますが、その数も年々増えている状況であります。

ところが、このような状況の中、県では、今年度よりイノシシ等被害防止対策事業として実施している有害鳥獣駆除として、イノシシ、サルを捕獲した者に助成金を交付する市町への補助金を一頭当たり5千円から3千円に、また、その対象となる捕獲期間を4月1日から7ヶ月間を、7月1日から3ヶ月間に短縮するという、鳥獣被害が拡大している現状とは反する対応策をとっています。

猟友会の会員にとっては、この夏場の時期の捕獲は何のメリットもありませんが、イノシシ等の頭数を減らすうえでは、実効性が高い事業であります。

現在のイノシシの頭数等の現状からして、さらに捕獲を奨励する必要があると思います。

交付金制度を昨年度並みあるいはそれ以上に強化する考えはあるのかどうか、知事のお考えを伺います。

また、最近、狩猟免許保有者の高齢化、人員減少しているなかで、免許保有者の確保も喫緊の課題であります。どのような対策を講じるのか、知事にお伺いします。

質問の第4点目は、医師確保対策についてであります。

今年6月、厚生労働省が行った「必要医師数実態調査」によると、全国で、約2万4千人の医師が不足しており、香川県でも、313人の医師が不足していることが明らかになりました。県民に十分な医療を提供するためには、現在の1.19倍の医師が必要であり、医師不足の深刻な実態があらためて浮き彫りになりました。また、診療科や地域による偏りも明らかになり、リハビリ科、救急科、産科などで、特に医師が不足しています。

この調査結果を受け、厚生労働省は、「地域の実情に即した対策がさらに必要」との、他人事のようなコメントをしています。地域にとって、医師確保は、まさに差し迫った喫緊の重要課題です。

各県とも、限られた数の医師をめぐって、熾烈な争奪戦を繰り広げており、本県医療を守るためには、有効な医師確保対策を、時機を失することなく、打ち出していかなければなりません。

県においても、医師確保対策として、香川大学医学部の定員増や県内の医療機関で働くことを条件とする医学部生への修学資金貸付、「医師育成キャリア支援プログラム」など、取組みを進めているようですが、まず、その成果についてお伺いします。

さて、他県での注目すべき医師確保対策として、兵庫県の「地域医師制度」や愛媛県の「ドクタープール制度」があります。これらは、いずれも、県として積極的に地域医療を支えるため、地域医療に携わることを条件に県職員として採用した医師を、医師不足が深刻な市、町立などの公立病院に派遣するものです。

兵庫県では、来年度も20名程度の地域医師を募集していますし、愛媛県においても、派遣実績を上げているようです。

一方本県では、高松市民病院香川分院が、数名の医師が確保できないことから、この10月から入院を廃止し、無床診療所となるなど、大幅な医療機能の縮小を余儀なくされたことは耳に新しいところです。市としては、医師確保に手を尽くしたと言っていますが、地域住民にとって、医療サービスの低下は明らかです。

既に、医師不足は、単独の病院の努力ではどうしようもないところまで来ているのです。

私は、県主導による医師の確保を図り、各病院への派遣制度や研修制度の充実を組み合わせた取り組みなど、県としての、さらに一歩踏み込んだ医師確保対策が強く求められていると考えます。

また、愛媛県では、知事自らが、愛媛大学の医学部生約80人と意見交換を行い、地域医療への従事を強く訴えています。浜田知事の言われる「トップセールス」は、医療政策にも求められているのではないのでしょうか。

地域医療を守るためには、医師確保が不可欠であり、県として、これまで以上に主体的かつ積極的な取組みが必要です。そこで、いわゆる県でのドクタープール制度を含めて、今後、どのように医師確保対策に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。